

年度 就学援助費受給申請書(同意書兼委任状)

宮古島市教育委員会 教育長 殿

【同意・委任等】次のとおり就学援助費受給を申請いたします。

- 1. この申請にあたり、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。
(1)宮古島市の有する住民基本台帳の住民情報、所得情報及び生活保護受給情報を利用すること。
(2)就学援助認定後に宮古島市を転出した場合は、転出先教育委員会へ援助の状況について情報を提供すること。
(3)他市町村から宮古島市に転入した場合、転入前の市町村教育委員会へ就学援助の受給状況等について確認すること。
(4)就学援助の認定、喪失、支給、その他必要な情報等について、在籍する学校と情報共有すること。
(5)その他審査に必要な諸状況について照会すること。
2. 就学援助が認定された場合、下記口座を振込先に指定します。(普通口座のみ)
3. 学校徴収金に未納がある場合には、援助費の全部または一部の受領を学校長へ委任します。

【学校・教委確認欄】

受付日(受付印)
受付場所(どちらかに)
宮古島市教育委員会
宮古島市立
学校

申請者情報欄: 申請年月日、記入した日、フリガナ氏名(署名)、ミヤコ タロウ、宮古 太郎、児童生徒との続柄、住所、振込先(金融機関名、支店コード、口座番号、口座名義)。

※記入漏れや添付書類漏れなどで非認定となる場合もありますので、提出前に必ずご確認ください。
※金融機関の名称・支店名・口座番号・口座名義(カタカナまたはローマ字)が確認できる通帳等の写しを提出してください。
※鉛筆、フリクションペン(こすると消えるペン等)は使用しないでください。
※訂正する場合は、二重線を引き、二重線の上に訂正印を押してください。(修正テープ等は使用しないでください。)

世帯員情報欄: 氏名、フリガナ、生年月日、学校・学年、年金受給の状況、前年度就学援助(準要保護)。

※小学校と中学校の両方にお子さんがいる場合も、申請書は1枚です。提出は小学校へお願いします。

世帯員情報欄(続): 氏名、フリガナ、生年月日、職業(勤務先)・学校名・別居の場合の住所等、続柄、年1月1日時点島内に住所がある、所得申告(18歳以上)。

※所得の申告がされていない世帯員がいると審査することができません。
18歳以上の方で扶養に入っている方や学生等で収入がない方も必ず所得の申告を済ませておいてください。
※年1月1日時点で島内に住所がなかった方は、前市町村から課税証明書を取り寄せ、提出してください。

申請理由欄: 要保護申請(生活保護受給中)、準要保護申請(主な申請理由を1~6から選び○で囲んでください。)

裏面の注意事項・提出書類チェック表も確認→

振込口座が分かる通帳・キャッシュカード等の写しを貼り付けてください

【金融機関の名称・支店名・口座番号・口座名義（カタカナまたはローマ字）が確認できるもの】

※クレジットカードの写しを貼付する場合は、セキュリティコードを黒塗り等で隠してください。

【通帳・キャッシュカード等の写し貼付欄】

【キャッシュカード、通帳等のコピー】



提出書類 最終チェック✓

申請書

- 全て記入し、記入漏れがない
- 修正箇所は二重線+訂正印で修正している。(修正テープ等を使用していない)
- 申請者と口座名義が同じ

振込口座の写し

- 銀行名、支店名、口座番号、口座名義(カタカナまたはローマ字)が明記されている
- 申請書の裏面に貼り付けている
- クレジットカード一体型の場合、裏面のセキュリティコードを隠している

住民票謄本

- 個人番号(マイナンバー)が表記されていない
- 戸籍謄本を間違えて取得していない

- 以下、該当者のみ提出 -

遺族年金・障害年金の年間受給金額がわかる証明書の写し

- 昨年1月～12月までの金額がわかる通知書や通帳のコピー

令和8年1月1日より前に住んでいた市町村の所得課税証明書

(令和8年1月1日時点で宮古島市に住所がない方のみ)

- ※所得課税証明書は6月頃から発行可能な書類です。以前住んでいた市町村から取り寄せてください。
- ※その他書類は期限内に提出し、所得課税証明書は6月30日までに提出してください。